# 生活困窮者等巣立ち応援事業費補助金(かながわつばさプロジェクト) よくある質問と回答(2024年5月版)

#### 1. 総則

	質問	回答
1 1	4. <del>4. 4. 0. 万 集</del> ) 1	39歳以下(補助年度の4月1日時点)で
1-1	対象者の年齢は	す。年齢の下限はありません。
		原則として神奈川県在住者です。居住の
		実態があれば良く、住民登録や居住期間
1-2	住所要件はあるか	は不問です。なお、例外として、県外在
		住であっても県内の大学等を受験、居
		住、就職する予定の者も含みます。
1-3		生活困窮世帯等(生活保護・ひとり親を
		含む)、ケアリーバー、被虐待経験者、不
	どのような者が補助対象と	登校・ひきこもり、ケアラー・ヤングケ
	なるのか	アラー、その他進学・就職・居住に困難
		を抱える者です。(詳細は、各項目に記載
		します。)
1-4		原則として、子ども・若者本人に支給し
	補助金の支給先は保護者で	ますが、18歳未満の場合など適当と判断
	もよいか	する場合は、保護者に支給することも可
		能です。

#### 2. 対象者の定義

	質問	回答
2-1	生活困窮世帯等とは	以下のいずれかに当てはまる世帯 ①生活保護世帯 ②一定の世帯年収以下の生活困窮世帯 ③病気などの理由で就業が困難な世帯 ④ひとり親の世帯 ⑤その他の特別な事情があると認められる世帯
2-2	生活困窮世帯の「一定の世帯年収」の金額とは	一定の世帯年収とは以下のとおりです。

		質問		回答	
	世帯(父母等	穿養育者) の総り	又入又は合計所	得金額が一定の	の基準以下であ
	ること				
	ア総収入				(単位:万円)
	世帯人数	2人	3人	4人	5人
	一般世帯	_	441.0	504. 9	573. 7
	ひとり親	405. 7	496. 6	577. 2	639. 6
2-2	イ 合計所行	<del>貝</del>			(単位:万円)
	世帯人数	2人	3人	4人	5人
	一般世帯	_	308. 7	359. 9	414. 9
	ひとり親	280. 5	353. 2	417. 5	467. 4
	※単身世帯の	場合は、ひとり親	見世帯の世帯人数	2人を適用する	
	※ひとり親世	帯には所得制限は	はないが、上記金	額を超える場合は	は、支援の必要性
	を慎重に判				
	※東京都受験	生チャレンジ支援			
	生活困窮世帯の年収の確認方法は			市町村が発行する所得証明の提出は求	
2-3				団体の調査・判	
					<b>「金通帳などに</b>
				てください。	2 - 10 4
	ケアリーバーとは		_	れかに当てはる	
					会的養護の下で
				•	F4月までに退
2-4			77.7	予定があること	
					的に退所する予
			, , ,	定がなくても可) ②里親の下で現在生活していること	
				③過去に①②で生活していたこと	
					等から虐待を受
2-5	被虐待経験和	者とは	世五よたはしている者		おかり居付る文
2-6		 らの経過年月1	7		
	制限はあるが			£ 670°	
		<u>.</u> て刑事事件化に	さ 刑事事件件	とされている必	要はありませ
2-7	れている必要		$\mathcal{L}$ $\mathcal{L}$		7,00//6
		ていることの言	-	 近野与したケ	ース又は各N
2-8	定は、誰がっ	•		fしてください。	

	質問	回答
		過去又は現在に、以下の定義に当てはま
		る状態の者を指します。
2-9	不登校とは	年度中に連続又は継続して30日以上欠席した
2-9	小笠仪とは	児童生徒のうち、何らかの心理的、情緒的、身
		体的、あるいは社会的要因・背景により、児童
		生徒が登校しない、あるいはしたくともできな     い状況にある者(ただし、「病気」や「経済的
		理由」による者を除く)
	過去(昨年度以前)に 30 日	過去に不登校の場合も対象となります。
2-10	以上欠席していた場合は対	その上で、現在、何らかの困難を抱えて
2-10	象となるか	いて、支援団体よる支援がされていれば
	※ C は O ル	対象となります。
		過去又は現在に、以下の定義に当てはま
		る状態の者を指します。
2-11	ひきこもりとは	さまざまな要因の結果として社会的参加(就   学、就労、家庭外での交遊など)を回避し、原
		す、
		どまり続けている状態(他者と交わらない形で
		の外出をしていてもよい。広義のひきこもり)
		過去又は現在に、以下の定義に当てはま
		る状態の者を指します。
2-12	ケアラーとは	
		こころやからだに不調のある人の介護、看病、
		療育、世話、気づかいなど、ケアの必要な家族 や近親者、友人、知人などを無償でケアする者
		過去又は現在に、以下の定義に当てはま
		る状態の者を指します。
2-13	ヤングケアラーとは	家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担
		うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世
		話、介護、感情面のサポートなどを行っている、
		18 歳未満のこども

#### 3. 支援金の取扱い

	質問	回答
		いずれも1人あたり
0.1		大学等の受験費用 35,000円
3-1	支援金額の上限はいくらか	住居の契約費用等 25,000円
		就職活動の準備費用 40,000円
		使用した額が支給した額を下回った場
3-2	支援金額を下回った場合は、	合は返還する必要があります。
3-2	返還が必要か	まったく使わなかった場合も返還の必
		要があります。
		必ずしも支援上限額まで一律に支給す
3-3	支援額は上限額まで支給す	る必要はありません。申請者の状況をヒ
3 3	る必要があるか	アリングし、必要と思われる金額を支給
		してください。
3-4	支援額を分割払いすること	可能です。その場合は、支払いの都度支
0 1	は可能か	給決定通知書を発行してください。
3-5	銀行口座を持たない者には、	可能です。領収書を提出してもらってく
	現金支給も可能か	ださい。
	各支援項目を複数もらうこ とは可能か	可能です。ただし、同一年度に同一項目
3-6		を複数回もらう(受験費用を2回もら
	2160 711210	う)ことはできません。
	大学受験費用 35,000 円の範	35,000円の範囲内であれば2校の受験費
3-7	囲内であれば 2 校の受験費	用に充てても構いません。
	用を支給してもよいか。	
		総額の範囲で流用は可能です。
3-8	Market Transfer of the State of	ただし、各項目が0円となる流用は不可
	複数の項目の支給を受けた	例:住居+就職で、
	とき、流用は可能か。	25,000円+40,000円=65,000円の時
		住居 45,000 円+住居 20,000 円→○
		住居 65,000 円+住居 0 円→×

## 4. 対象経費

	質問	回答
	いつからの経費が対象とな 1 るか。	県が神奈川子ども未来ファンドに補助
4-1		金交付決定をした日(2024年4月23日)
	<i>∂ n</i> • °	から年度末までに使用した経費が対象

	質問	回答
		です。
4 0	大学等の受験費用について、	大学・短大・専門職大学・専修学校・各
4-2	「大学等」とは、何を指すか。	種学校・大学院を指します。
4-3	県外の大学等も可能か。	対象者が県内に在住している場合に限り、県外の大学等の受験費用に使用できます。また、県外在住であっても県内大学等への進学の場合は対象です。 県内在住・県内大学等→○ 県内在住・県内大学等→○ 県外在住・県内大学等→○ 県外在住・県外大学等→○
4-4	受験費用とは何を指すか。	大学等の受験料のほか、受験会場までの 交通費、参考書等の購入費、受験の面接 に要する服飾購入費(服飾の種別は不 問。)など、受験に必要な費用を指しま す。
4-5	受験した結果、不合格となったら返還する必要があるか。	返還は不要です。 但し、受験申込をしなかった、または、 病気・けが等やむを得ない理由がないに もかかわらず受験しなかった場合は返 還となります。
4-6	高校受験の費用は対象となるか。	高校受験の費用は対象になりません。
4-7	住居の契約費用等とは何を指すか。	・住居契約の敷金・礼金 ・保証人契約にかかる費用 ・一人暮らしのための家具・家電等の生 活用品 ・引っ越し費用 など住居を設定する際に必要となる費 用を指します。
4-8	就職活動の準備費用とは何 を指すか。	・スーツ・鞄・靴等の服飾費 ・就活の会場や就労訓練の場所までの 交通費 など就職するにあたり必要な経費を指 します。

	質問	回答
4-9	非正規雇用も対象か。	正規・非正規は問いません。
4-10	資格試験のための経費は対 象になるか。	就職活動の準備費用としては対象とな
		りえます。一方、大学等の受験費用とし
		ては対象外です。
4-11	補助金をNPO等の活動経	できません。当事業に必要な事務費は別
	費に充てることはできるか。	途お支払いします。
4-12	<b>芸老が仏の神助会し香海</b> [	当事業は重複受給可能ですが、重複する
	若者が他の補助金と重複し	補助金の方が不可という場合もありま
	て受給することはできるか。	すので、支給先に確認してください。

## 5. 証憑類(領収書等)について

	質問	回答
		昨年度、領収書を紛失してしまったケー
		スが散見されました。
		あくまでも公金を利用していることか
5-1	領収書の紛失について	ら使途の確認のために領収書は必須と
		なります。当事者の皆さんには領収書が
		ないと精算できないことを事前にご説
		明ください。
		・日付
		・宛先(当事者本人の名前)
		・合計金額
5-2	領収書の必要要件	・商品明細
		※合計金額のみの領収書は不可。
		※必ず購入した商品が分る明細を添
		付してください。
	ネットで決済したり購入し	必要要件を満たす情報が記載されてい
5-3	た場合は何を添付するか。	る資料を添付してください。
		(PC画面のハードコピーやスマート
		ホンのスクリーンショット等)
		「交通費精算書」に必要事項を記載して
		ください。
5-4	交通費の扱い	・日付
		・支払先
		・乗車区間

	質問	回答
		· 金額
		• 訪問先
		※新幹線、航空券等は「交通費精算書」
		を使用せず、領収書を添付してくださ
		٧١°
	大学等の受験費用の証憑	• 受験料領収書
		(領収日、受験日、金額、学校名)
5-5		・参考書等の領収書
		・服飾購入時の領収書
ГС		・不動産賃貸契約の契約書又は請求書
5-6	住居の契約費用等の証憑	・家電製品等購入時の領収書
	就職活動の準備費用の証憑	・服飾購入時の領収書
		・備品や消耗品購入時の領収書
5-7		・高卒認定や各種資格受験費用の領収
		書

#### 6. 事業の手続き

	質問	回答
		① 登録団体から神奈川子ども未来ファ
		ンドに補助申請
		② 神奈川子ども未来ファンドから登録
6-1	対象者に補助金を支給する	団体に補助金交付決定・補助金支給
6-1	までの事務の流れは	③ 対象者から登録団体に補助申請
		④ 必要に応じてヒアリング実施
		⑤ 登録団体から対象者に補助金交付決
		定通知・補助金支給
6-2		① 対象者から登録団体に実績報告
	補助金を支給した後の事務	② 登録団体から神奈川子ども未来ファ
	の流れは	ンドに実績報告、余った額を精算し
		てください。

### 7. アウトリーチ等支援

	1. アワトリーテ等文援 			
	質問	回答		
		単独では申請できません。		
7-1	アウトリーチ等支援単独で	社会に巣立つための初期費用の支援と		
	,	合わせて申請してください。		
	の申請はできますか。	なお、社会に巣立つための初期費用の支		
		援は、単独での申請が可能です。		
	支援対象者1人に対して、支	なりません。支援員がお一人の場合も、		
7_0	援員が複数人対応する場合	複数の場合も1回あたり4,500円としま		
7-2	は、4,500円×支援員数とな	す。4,500 円×延べ支援回数により算出		
	りますか。	してください。		
	路上での巡回相談や学校等	対象とはなりません。		
	への訪問相談など、明確な支	ただし、団体が支援対象者として、明確		
7-3	援対象者がいない場合のア	に個人を認識した日付以降のアウトリ		
	ウトリーチ等の支援は対象	ーチ等支援は対象となります。		
	となりますか。			
	じのとるも士極到母と氏と	支援対象者、支援日、支援員氏名、支援		
7-4	どのような支援記録を取れ	方法、支援概要、訪問先等を記録してく		
	ばよいですか。	ださい。(様式をご参照ください。)		
	いつからの支援が対象とな	県が神奈川子ども未来ファンドに補助		
7-5	るか。	金交付決定をした日 (2024年4月23日)		
1-5		から年度末までに支援した分が対象と		
		なります。		
	1回の支援で 4,500 円以内	返還の必要はありません。		
7-6	で収まった場合、返還の必要			
	はあるか。			
	遠方への同行支援のためレ	領収証等の提出は不要です。		
7-7	ンタカーを使うが、領収書の			
	提出は必要ですか。			
	同一支援対象者へ2回支援	その通りです。		
	する場合、ある日は4,500円			
7-8	もかかっておらず、ある日は			
	遠方への同行支援で 4,500			
	円以上かかる場合は2度の			
	合計 9,000 円の中でやりく			
	りをすればいいのか。			
L				

## 8. 応募団体の資格

7577 7111					
	質問	回答			
8-1	「かながわ生活応援サイト」 に未登録だが、どのように登	「かながわ生活応援サイトへの情報掲載依頼書」に必要事項を記載の上、補助			
	録したらよいか。	金の申請と合わせて提出してください。			
8-2	「こどものみらい応援ネット」に未登録だが、どのよう に登録したらよいか。	「こどものみらい応援ネットへの情報 掲載依頼書」に必要事項を記載の上、補 助金の申請と合わせて提出してくださ い。			

#### 生活困窮者等巣立ち応援事業FAO添付「補助対象経費例」

1 若者の社会への巣立ちに必要な初期費用の支援費

支援項目	費目等	対象経費例
大学等の受験費用	受験に必要な 費用	<ul> <li>・大学、短大、専門職大学、専修学校、各種学校、大学院の受験費用</li> <li>・受験会場までの交通費</li> <li>・遠方からの受験の場合の宿泊費</li> <li>・受験にあたっての参考書等の購入費</li> <li>(例:小論文対策のための参考書)</li> <li>・入試前の基礎学力検査費用</li> <li>・受験の面接に要する服飾購入費</li> <li>(服飾の種別は不問。)</li> </ul>
	※適用外	高卒認定や各種資格の受験費用(選:就職活動に要する費用にて適用)、高校の受験費用
住居の契約費用等	住居を設定す る際に必要と なる費用	・住居契約の家賃・敷金・礼金 ・保証人契約にかかる費用 ・一人暮らしのための家具・家電等の生活用品 ・引っ越し費用 ・新居契約に係る交通費など
	※適用外	
就職活動の準備費用	就職に必要な 費用	<ul> <li>・就職活動に要する服飾購入費</li> <li>(服飾の種別は不問。仕事着、靴、鞄など)</li> <li>・就職活動に要する備品や消耗品の購入費</li> <li>(パソコン、スマホ、履歴書など)</li> <li>・面接や就労訓練の会場までの旅費</li> <li>・履歴書貼付用証明写真の印刷費</li> <li>・高卒認定や各種資格の受験費用など</li> </ul>
	※適用外	

<sup>・</sup>上記支援費は、登録団体の活動経費に充てることはできません。

※上記費目のほか、適用となる費目、または、適用外となる費目がありますので、適用の可否について<u>疑問が生じた場合には事務局あてご相談ください。</u>

※また、対象経費として記載のある費目であっても、<u>支援目的を果たすために活用していない場合は、適用外となります。</u>(例:就職活動用にスマホを購入したが、就職活動を一向に行わず、私事に活用するなど)

#### 2 NPO等のアウトリーチ等による寄り添い支援費

支援項目	費目等	対象経費例
アウトリーチ等による 寄り添い支援費	アウトリーチ 等による寄り 添い支援費	・外出が困難な支援対象者の自宅等へ訪問しての相談支援 ・支援対象者の社会への巣立ちに係る契約行為や各種手続きへの同行支援(役場・不動産屋・法律事務所・各種支払い等への同行支援や引っ越しなど)・就職に係る服飾等購入に係る同行支援・訪問・巡回相談(ただし、学校、施設、路上など、潜在的に対象者が見込まれる場所へ訪問・巡回相談を行い、且つ、その後、団体の新規の支援対象者としてつながった場合、その日以降の支援から対象とする。) ※支援員の人件費や交通費等を鑑み、1回あたり定額4,500円とする。
	※適用外	・寄添支援の実績が確認できない経費 ・NPO等の事務所や催事会場での相談など、支援対象者がNPO等の用意する場所に訪問する場合の経費・寄添支援の直接的な経費として認められない経費・主たる目的が団体の運営や維持管理に要する費用(例:事務所の賃借料や水道光熱費などの運営費、寄り添い支援業務以外の業務に従事する者の給料や事業費など)

※上記費目のほか、適用となる費目、または、適用外となる費目がありますので、適用の可否について疑問が生じた場合には事務局あてご相談ください。